

改正 平成6年11月本部訓令第19号 平成12年3月本部訓令第9号
平成12年5月本部訓令第12号 平成13年3月本部訓令第7号
平成13年4月本部訓令第14号 平成15年4月本部訓令第12号
平成15年10月本部訓令第25号 平成17年3月本部訓令第8号
平成29年3月本部訓令第5号

警察本部
警察学校
各警察署

青森県警察表彰取扱規程（昭和36年12月青森県警察本部訓令甲第17号）の全部を改正する訓令を次のように定める。

青森県警察表彰取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、青森県警察における表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の種類）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状
- (6) 表彰状

2 警察功績章は、顕著な功労があると認められる警察職員（以下「職員」という。）に対して退職時に授与する。

3 賞詞は、多大な功労があり、又は成績が特に優秀であると認められる職員に対して授与する。

4 賞状は、職務遂行上顕著な業績があると認められる部署に対して授与する。

5 賞誉は、功労があり、若しくは成績が優秀であると認められる職員又は業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。

6 感謝状は、顕著な功労があると認められる警察部外の者又は団体（以下「部外者」という。）に対して授与する。

7 表彰状は、術科競技会等において優秀な成績をおさめた職員又は部署に対して授与する。

（副賞）

第3条 表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。

2 副賞の金額は、次表の基準のとおりとする。ただし、その額は、特別の必要がある場合は、これを5倍まで増額することができる。

表彰の種類	金額
賞詞	1件 5,000円以内
賞状	1件 10,000円以内
賞誉	1件 3,000円以内
感謝状	1件 10,000円以内

（表彰の上申）

第4条 所属長は、第2条に定める表彰に該当するものがあるときは、別に定める表彰上申基準に基づいて監察課長を経て本部長に上申するものとする。ただし、表彰状の上申については、この限り

でない。

2 監察課長は、表彰上申があったときは、関係部課長と協議の上、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

(警察庁長官等に対する上申)

第5条 本部長は、前条の規定により表彰の上申があった場合において、功労又は業績の内容が、警察庁長官又は東北管区警察局長の表彰を相当と認めるときは、警察庁長官又は東北管区警察局長の定めるところにより表彰の上申をするものとする。

(所属長の表彰)

第6条 所属長は、賞及び感謝状を授与することができる。

2 賞は職員に、感謝状は本部長感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者に対して授与する。

3 前項の表彰には、副賞を付与することができる。

(表彰を行わない場合)

第7条 本部長及び所属長は、表彰の対象となっている職員及び部外者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、表彰しないものとする。

(1) 刑事事件に関し起訴されたとき。

(2) 非行があったとき。

(3) その他表彰を行うことが適当でないと認められるとき。

2 所属長は、表彰を受ける職員及び部外者が前項各号の一に該当するに至ったときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(特例措置)

第8条 警察庁、管区警察局及び他の都道府県警察並びに地方公共団体に出向中の職員については青森県警察職員とみなし、表彰できるものとする。

(表彰の記録)

第9条 所属長は、職員に第6条に規定する表彰を行ったときは、速やかに監察課長に報告しなければならない。

2 監察課長は、職員が第2条及び第6条に規定する表彰を受けたときは、表彰記録カード(別記様式第1号)に所要事項を記載しておかななければならない。

附 則

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成15年本部訓令第25号)

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成17年本部訓令第8号)

この訓令は、平成17年3月25日から施行する。

附 則(平成29年本部訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

(第9条関係)

表彰記録力一ド					職員番号	
					氏名	
No.	年月日	表彰種別	内容	所属	表彰者	備考